

I 富士見市 自治基本条例 の解説

【更新履歴】

平成 16 年 5 月 1 日	第 1 版発行
平成 21 年 3 月	第 2 版発行
平成 26 年 5 月 30 日	第 3 版発行
平成 27 年 4 月 1 日	第 4 版発行

I 富士見市自治基本条例の解説

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条—第5条）

第3章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）

第4章 市議会、市等の責務（第8条—第11条）

第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進（第12条—第17条）

第6章 市政運営（第18条—第26条）

第7章 条例の位置付け（第27条・第28条）

第8章 雑則（第29条）

附則

私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することが重要です。

こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。

【解説】

この前文は、条例制定の背景とともに条例の目標や基本理念をあらわしたものです。

前段では、富士見市がこれまで目指してきたまちづくりの趣旨と、今、求められている自立した自治体の現状について述べています。地方自治の本旨とは、憲法に定められており、住民自身が自治を行う「住民自治」と、市役所など国から独立した機関が自治を行う「団体自治」によって構成されていることをいいます。この前段では、市民と市が知恵と力を出し合って、住みやすいまちづくりを進めていくことが必要だとしています。そのためには、市は市民の力が市政に発揮されるような仕組みを整え、市民と市は役割と責任を分担しながら、同じ課題に向けてともに

歩む姿勢が重要だと述べています。

後段では、新たな社会状況に対応していける活力あふれる富士見市を創造するため、市民が主体となってまちづくりを進めるために、この条例を制定するものとしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めたものです。市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が相互の信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを行っていくことを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。

【解説】

この条例にある「市民」「市民参加」「協働」の用語についての定義です。

(1) 市民の定義

この条例でいう「市民」とは、富士見市の区域内に住所を有する者に加えて、在勤者、在学者、企業やNPO法人など市内で事業を営む法人、町会やボランティア団体など市内で活動する団体も含めます。市民について広く捉えたのは、市民参加や協働は様々な場面が考えられ、例えば環

.....

境や防犯、防災に関する課題については、在勤者、在学者、法人、団体等も連携して取り組む必要が考えられるからです。

① 団体とは・・・

町会やボランティア団体など市内で公益性のある活動を行う団体、NPO法人や公益法人、協同組合など営利を目的としない団体、市内で企業、商店などを営む団体などを指します。

② 事業者とは・・・

事業者は、本市において事業を営む個人または団体（市民活動団体）を指します。

(2) 市民参加の定義

「市民参加」とは、市の施策の企画・立案段階から実施、評価のそれぞれの過程において、市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることとして定義しました。

最終的な意思決定は、議会での議決や市長の決定によるものですが、この決定の過程に加わることは、自治の基本であると考えます。

なお、市の施策の企画段階から主体的に参加することは「市民参画」とも言いますが、一般的に使用されている「市民参加」という用語にしました。

(3) 協働の定義

地域社会の課題などを解決するために、市民と市がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことを言います。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。

【解説】

第1項は、まちづくりの主体は市民であることを明らかにし、市政に参加する権利と市政に関する情報を知る権利があることを明記したものです。子どもや女性、障がい者、外国人など個々の権利については、それらすべてのことについて、ここでは細かく規定できませんので、それらを包括する形で市民の権利として定めています。

第2項は、市民がまちづくりの主体として市民参加や協働を進めるには、ものごとの事実を正確に把握し、市民が自らの意思で判断できることが大切であることから、市民の学ぶ権利を明記しています。

＜市民の権利に関連する主な取組み＞

富士見市男女共同参画推進条例の制定、富士見市子ども・子育て支援事業計画の策定、富士見市障がい者支援計画の策定、多文化共生のための事業の開催など

(市民の責務)

第7条 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。

【解説】

第1項は、市民が第6条に定める権利を積極的に活用して、自らの意思で、主体的にまちづくり活動に参加することが、自治の発展につながるとの考えから定めています。

第2項は、市民の社会経験を通じて得られた様々な技術や能力をまちづくり活動に活かすことが、まちづくりへの意識を高め、豊かな自治を創ることにつながることから定めています。

【運用のポイント】

- ① 小・中学生へ市民参加・協働のまちづくりの啓発を図ることや、子どもがまちづくり活動に参加することは、社会の一員という意識が生まれ、同じ課題に向けてともに歩むまちづくりのパートナーとして成長する契機となるとともに、大人も社会を見つめなおす機会となります。
- ② 市民の一員である事業者は、事業を行っていく中で地域と深く密着した活動を行うことが、そのため、市民活動支援や地域コミュニティ活動等、事業者も積極的に参加してまちづくり

.....
の推進に努めることが重要です。

- ③ 情報の共有の原則に基づき、市から情報発信したものは、市民がその情報を認識、理解しなければ情報の共有化ができていたとは言えません。市民の側からも情報を共有しようとする意識を持つことが必要です。

.....

第4章 市議会、市等の責務

(市議会の責務)

第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

【解説】

市民の代表としての市議会は、市民の意思が反映されるよう運営していくことを定めるとともに、市政運営が適正に行われるよう地方自治法に定める議会の権限や機能などを行使していくことを定めています。

※富士見市議会基本条例を参照（平成23年12月制定）

(市の責務)

第9条 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。

2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。

【解説】

第1項は、市は市民参加の機会が進むように取り組み、市民意見や提案を総合的に検討し、適切に市政に反映していくことを定めています。

第2項は、まちづくりに関する情報の提供を進めるとともに、市民要望等に基づいた多様な学習機会を設けることを定めています。現在、市職員が講師として出向く、協働によるまちづくり講座（出前講座）によって学習の機会を提供しています。

【運用のポイント】

- ① 市民参加の取組は、情報提供の充実に努めるとともに、さまざまなアイデアでより良いものができるよう、行事等の委員を公募するなど幅広い世代が参加できる仕組みづくりが必要です。
- ② 市による情報発信は、市民の関心を高め、わかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネットの使用による情報の格差が生じないように、市民にとって基本的に必要な情報は紙面でも伝達することが大切です。
- ③ 市による情報の提供にあたっては、子どもや高齢者、障がい者など、情報を受けとる人に応じた配慮やサービスが必要です。現在、市広報と市ホームページについては音声読み上げや点字対応サービスなどがあります。

-
- ④ 第6条に規定する市民の権利を保障するため、市は協働によるまちづくり講座（出前講座）の開催など学習の機会を提供したり、図書館や市ホームページの充実を図るなど、学びの環境を整備する必要があります。

（市長の責務）

第10条 市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

【解説】

市長は、市政運営の責任者として、自治を発展させるために、この条例を遵守し、公正かつ、誠実に市政運営を行うことを定めています。

（市職員の責務）

第11条 市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。

2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。

【解説】

第1項は、市職員は市民全体の奉仕者としてその責任を果たすとともに、この条例でいう市民でもあることから、市民の視点に立って職務を進めるなど、市民との信頼関係の向上に努めることを定めています。

第2項は、市職員はこの条例に基づくまちづくりを推進するために、市民参加・協働に関する知識やその他職務を遂行するにあたって、必要な専門的知識等の習得や能力の向上に努めることを定めています。

【運用のポイント】

社会環境の変化とともに市民生活の多様化が進み、市民の間ではさまざまな悩みごとや困りごとが生じています。職員のスキルアップを進める中で、身近な相談役として人権の理解を深める研修なども必要です。

第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

(市民参加手続)

第12条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案の性質及び影響を勘案し、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続を行うものとする。

2 前項の市民参加の手続は、事前に公表するものとする。

【解説】

第1項は、重要な施策を立案する時などに、適切な市民参加の方法をとることを定めています。この条例でいう重要な施策とは、基本構想、総合施策に関する計画、各行政分野の基本計画などで、詳細は市民参加手続規則に定めています。また、市民参加の方法としては、立案時に市民意識調査を実施すること、市民検討会議や公募市民委員を含んだ審議会等を設置すること、地区懇談会を開催することなどが考えられます。実施段階では、市民説明会を開催すること、評価の段階では、市民検討会議などでその事案の成果を検証することなどが考えられます。

第2項は、市民参加手続に関する情報を市民に提供する仕組みを整えて、実施前に随時公表することや、年度当初に実施予定をあらかじめ公表することなどが考えられます。公表の方法は、市民参加手続規則に定めています。

【運用のポイント】

市民参加を行うことで、市民の意見を反映した市政となることから、市は、市民参加機会の充実に積極的に努めることが重要です。

(市民意見提出手続)

第13条 市は、前条第1項の重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考え方を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

【解説】

第13条は、いわゆるパブリックコメント手続を定めたものです。

重要な施策の策定又は改廃時にあたっては、市は、作成した原案を公表し、それに対する市民の意見を郵送、ファックス、電子メールまたは直接担当課への提出で募集し、意見に対する市の考え方をホームページで公表するとともに、意見を勘案して意思決定を行うという一連の手続を踏まなければならないと定めています。

ただし、次のように緊急を要する場合や法令に特別の定めがある場合は適用を除外することと

.....
しました。

① 緊急を要する場合

例えば、災害復旧に関するものなど市民の生命や財産を守るために緊急な対応をとらなければならない場合などが考えられます。

② 法令に特別の定めがある場合

この条例の手続によることなく、法律上の手続を基本とするもので、例えば、都市計画法による手続きなどがあります。都市計画案を決定するには、都市計画法により、案の作成時に公聴会等を開催すること、また、案を2週間縦覧し、その案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。

※参考・都市計画法第16条

(審議会等への参加)

第14条 市は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

【解説】

市民参加の機会を進めるために、審議会等の委員の選出にあたっては、公募委員の選任に努めることを定めています。

「審議会等」とは、地方自治法第138条の4の第3項の規定による基本構想審議会や環境審議会などの附属機関等に加え、意見交換や提言等を行うために要綱等によって設置される行財政改革推進市民会議などの市民会議や懇談会等を含みます。

審議会等委員の公募に関する規定のほか運営等に関することは、富士見市審議会等の設置運営に関する指針に定めています。この指針は、幅広い市民を選任する観点のほか、男女共同参画の視点から委員の男女比率に配慮することなどを求めています。

(市民参加及び協働の推進)

第15条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。

2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

.....

【解説】

第15条は、市民参加や協働を積極的に推進するために、市民と市は、事業の企画や実施、評価（検証）を行って、質的な向上を図ることを定めています。

第1項は、条例の理念を具体化するために、市民参加や協働による事業の推進について定めています。例えば、現在、市で行っている業務を市と公益的な市民活動団体が、それぞれの役割を分担しながら協力して取り組むことなどが考えられ、こうした「協働による事業」を推進していきます。

第2項は、市民参加や協働が円滑かつ効果的に行われるよう推進組織の設置を定めています。現在、市民の視点から提言を行う「市民参加及び協働推進市民懇談会」と、行政による「市民参加及び協働推進庁内委員会」が設置されており、両組織によってこの条例の見直しや運用上の課題などを検討しています。

【運用のポイント】

NPOなど公益的な市民活動団体もまちづくりの担い手となり、地域で果たす役割は大きいものがあるので、対等なパートナーとして、育成・支援することが大切です。

（富士見市市民参加及び協働推進委員会）

第16条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するため、富士見市市民参加及び協働推進委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市市民参加及び協働推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法第134条第4項に基づく附属機関として、設置要綱に基づく懇談会から、条例に基づく委員会に改めたものです。現在、市民の視点から提言を行う「富士見市市民参加及び協働推進委員会」が設置されており、条例の見直し運用上の課題などの調査・検討を行います。

（自主的なまちづくり活動の促進）

第17条 市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市民の公益的活動などの自主的なまちづくり活動が広範に展開されることが、自治の発展に大きな要因であることから、そのために市は、市民のまちづくり活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに専門職員を派遣し、技術的支援などを行うことを定めています。

.....

(応答責任)

第21条 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

【解説】

市政に関する市民からの意見、要望等は、これまでも市長への手紙、メールなど様々な形で受けてきました。今後も市民からの質問、意見、要望等について、市民の視点にたって対応していくことを定めています。また、今すぐ要望に応えることができない事項についてもできない説明だけではなく、どうしたらできるのかを検討することが必要です。

【運用のポイント】

市政とは、市が担うまちづくりのことをいいます。市政に関する市民からの意見や要望には、わかりやすい応答に努めることが大切です。

(個人情報保護)

第22条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。

【解説】

市は、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にして市民の権利及び利益の保護を図り、公正で信頼される市政を推進するために、個人情報の保護に努めることを定めています。

(適正な行政手続)

第23条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

【解説】

市民の権利及び利益の保護を図るために、市が行う行政指導や届出に関する手続きの共通事項を定めた行政手続条例に基づき、適正な行政手続を行うことを定めています。

なお、行政手続条例とは、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために制定した条例です。

.....

(市民投票制度の活用)

第24条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例（平成14年条例第29号）に定める市民投票の制度の活用に努めなければならない。

【解説】

市や市民全体に直接の利害がある事項について、市は、市民総意の確認の手段として、市民投票条例に定める市民投票制度の活用に努めることを定めています。

なお、平成15年10月に、二市二町(富士見市、旧上福岡市、旧大井町、三芳町)の合併の賛否を問う市民投票を実施しています。

(行政評価)

第25条 市は、施策の成果及び達成度を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を行い、的確に、その結果を施策に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

財政状況が厳しさを増す中で、市政運営を効率的、効果的に進めるために、市の政策や事務事業の必要性や妥当性等の評価を行い、その結果を施策へ反映させるよう定めています。

行政評価には、行政による内部評価と外部評価があります。客観的で効果的な評価を確立していくためには、この両方の評価を行っていく必要があります。

【運用のポイント】

外部評価にあたっては、市民の幅広い意見が反映される必要があります。

(健全な財政運営)

第26条 市は、市政運営に当たり、中長期的財政計画を策定するとともに、効率的かつ効果的な施策の展開により、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

.....

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第27条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならない。

【解説】

この条例は、市民参加や協働を基調とした自治を推進するための基本事項について定めたものであることから、他の条例や規則等の制定や改廃を行う場合は、市の憲法ともいうべき、この条例の理念を最大限尊重することを努めるよう定めています。

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例は、本市における自治の推進に向けての基本原則等を明らかにし、普遍的な事項を定めているものですが、この条例が今後の社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているか、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことを定めています。

見直し期間について「5年を超えない期間」と定めた理由は、基本計画や各行政分野の施策の基本事項を定める計画の多くが、5年での見直しを行うことから、この条例の見直し期間についても5年としています。

.....

第8章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

市民参加手続や市民意見提出手続に関する市民参加手続規則を定めています。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。